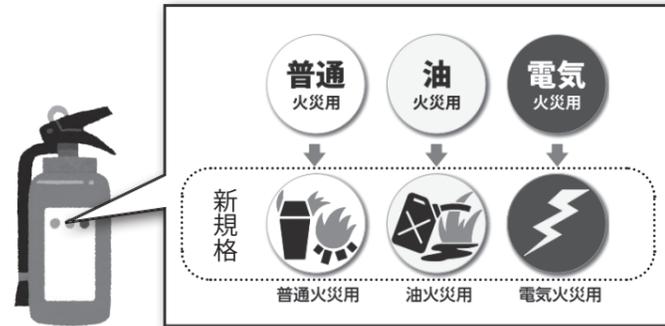


旧規格の消火器は 12 月 31 日までに交換が必要です

▼2011 年 1 月 1 日の規格省令改正により、消防法令に基づいて設置が義務付けられている建物などで適応火災マークが新しくなりました。旧規格の消火器を設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までとなります。2022 年 1 月 1 日以降は、旧規格の消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。

なお、製造年が 2012 年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が 2011 年以前のものについて、右記の内容をご確認ください。



ご家庭で自主的に設置している住宅用消火器は法令上の交換義務はありません。ただし、設計標準使用期限は製造からおおむね 10 年となっていますので、安全に使用するためにも使用期限内での交換を推奨します。

電気火災にご注意ください！

▼火災原因のイメージとして、台所や暖房機器、たばこを思い浮かべる方がほとんどでしょう。しかし、火災は火を使用する場所だけで起こるとは限らず、皆さんの周りにある電気製品からも起こる可能性があります。普段から点検・清掃などを適切に行うとともに、使用する場合には必ず取扱説明書などを読み、正しく使用しましょう。

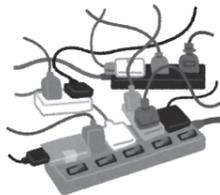
【トラッキング現象】

プラグに溜まったほこりに湿気などの水分が付着し、電気が流れて炎が発生する現象です。トラッキング現象は、電源がオフの状態でもコンセントにプラグが差さっているだけで発生する可能性があります。



【配線からの出火】

電気配線の破損や内部の銅線同士が接触、断線などにより、火花を発生させます。また、配線を束ねたり、たこ足配線などをすると、高温となって絶縁性能が低下し、内部で電気ショートが発生する可能性もあります。



火災から 生命を 守ろう

【誌面に対するお問い合わせ先】

問 留萌消防組合留萌消防署・予防課予防係  
TEL 42-2211 FAX 43-5150

「留萌少年消防クラブ員」の募集

▼留萌少年消防クラブでは、小学校 1 年生から中学校 3 年生の子どもたちがさまざまな活動に取り組んでいます。興味がある方は、まず消防署へご連絡ください。

秋の火災予防運動

令和 3 年 10 月 15 日(金)～31 日(日)

▼「秋の火災予防運動」期間中の 10 月 15 日(金)から 21 日(木)までは、午後 8 時から 30 秒間、防火サイレンを吹鳴します。

【全国統一防火標語】

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

【「秋の火災予防運動」関連行事のお知らせ】

- ◎火災防御訓練 日 10 月 15 日(金) 所 海のふるさと館
  - ◎防火広報 日 10 月 15 日(金)～31 日(日) 内 消防車両による巡回広報
- ※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、一部行事を変更する場合があります。



第 69 号

予防課ページを作成しました

▼留萌市ホームページ (<https://www.e-rumoi.jp/>) に留萌消防組合消防本部予防課のページを作成しました。

現在は、「違反対象物公表制度」「申請書・届出書」「住宅用火災警報器の設置について」を掲載しています。詳しくは、「留萌消防組合」で検索してください。



住宅用火災警報器について

▼住宅用火災警報器が、完全義務設置となってから 10 年が経過しています。留萌消防署予防課が行った調査では、留萌市内での設置率(令和 3 年 8 月現在)は 85.6%でした。今後も継続して調査、広報などを行い、住宅用火災警報器の設置を呼び掛けていきます。

交換の目安は 10 年です。設置している住宅用火災警報器についても、定期的に作動確認を行いましょ

